

## 広島市ごみステーションの管理用具の貸与に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、ごみステーションの美観の向上、良好な衛生環境の確保、適正な維持管理の促進及び家庭ごみの収集効率の向上を図るため、家庭ごみの収集のためのごみステーションを管理する自治会等に対して、ごみステーションに使用する防水シート、カラスよけネット又はごみ収集枠(以下「管理用具」という。)を貸与することについて、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭ごみ 広島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(昭和47年広島市規則第40号)第2条各号のごみのうち家庭から排出されるものをいう。
- (2) ごみステーション 家庭ごみを収集日に収集するまでの間、一時的に保管するために、設置者があらかじめ所管の環境事業所に届け出て設置するごみ集積場所をいう。
- (3) 自治会等 自治会、町内会等の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体及びごみステーションを使用する者の団体をいう。
- (4) 道路 道路法(昭和27年法律第180号)に規定する道路、道路運送法(昭和26年法律第183号)に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

### (貸与の対象者)

第3条 管理用具の貸与を受けることができる者は、次に掲げる家庭ごみ収集のためのごみステーションを管理している自治会等の代表者とする。

- (1) 10世帯以上の世帯が使用するために屋外に設置されたごみステーション
- (2) 前号に掲げるごみステーションのほか、市長が適当と認めるもの。

### (貸与する管理用具の種類及び数量等)

第4条 貸与する管理用具は、防水シート、カラスよけネット又はごみ収集枠のいずれか1種類とし、管理に必要な数量を予算の範囲内で無償貸与する。

- 2 ごみステーション1か所につき、この要綱に定める管理用具の貸与を受けることができる回数は1回限りとする。ただし、ごみステーションの使用世帯の増加等に伴い管理用具が必要と認められる場合はこの限りでない。
- 3 ごみ収集枠は、ごみ収集枠を広げて道路を一時的に使用する場所において、ごみ収集枠を広げた状態の有効幅員が概ね次の各号に掲げる幅員を確保できるものであり、かつ、交通の著しい阻害要因にならない場合に貸与する(点字ブロックが設置されている歩道部分の近傍に使用しようとするときには、利用者の安全のため、点字ブロックとの間を0.6メートル以上確保するよう努めること。)

- (1) 歩道にあつては、1.5メートル以上
- (2) 車道又は歩車道の区分のない道路にあつては、3メートル以上

(貸与の申請等)

第5条 管理用具の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、広島市ごみステーションの管理用具の貸与申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、第1項の規定に基づく申請があった場合、内容を審査のうえ貸与の可否を決定し、その結果を広島市ごみステーションの管理用具の貸与決定通知書(様式第2号)又は広島市ごみステーションの管理用具の不貸与決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
- 3 管理用具の貸与を受けた者(以下「借受人」という。)は、広島市ごみステーションの管理用具の借受書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- 4 道路に設置している既存のごみボックスの移設・撤去計画書を提出した申請者は、道路に設置しているごみボックスの移設・撤去後、直ちに道路に設置している既存のごみボックスの移設・撤去報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(貸与条件等)

第6条 借受人は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 管理用具を常に清潔に保ち、丁寧に扱うこと。
- (2) 管理用具の使用に当たっては、ごみステーションを使用する場所の管理者の了解を得ること。また、歩行者や自転車等の通行上の妨げとならないよう安全の確保に努めるとともに、紛失、盗難、破損等のないように維持管理すること。
- (3) 管理用具をごみステーションの管理の目的外に使用しないこと。また、第三者への譲渡、転貸及び売却はしないこと。
- (4) 管理用具の使用に際して生じた事故及び損害等については、全て借受人の責任において処理すること。
- (5) 管理用具は、道路上で一時的に使用する場合、ごみ収集後すみやかに道路上から撤去すること。ただし、ごみ収集枠については、道路占用許可を受けた場合は、この限りでない。
- (6) 管理用具の修繕等に必要な費用については借受人の負担とすること。
- (7) 広島市ごみステーションの設置及び管理に関する要綱を遵守すること。
- (8) 管理用具に営利目的の広告物等を取付けないこと。
- (9) その他本市の指示に従うこと。

(貸与の期間及び返還)

第7条 管理用具の貸与期間は、借受人が管理用具を受領した日から、1年とする。ただし、貸付期間満了の日の1か月前までに市又は借受人のいずれからも何ら意思表示がない場合は、引き続き1年間更新するものとし、以後この例による。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の管理用具の貸与期間は、各号に規定するときまでとする。
  - (1) 修繕ができない破損などの事由により管理用具が使用できなくなったとき。
  - (2) 前条の貸与条件等を守ることができなくなったとき。

(3) 管理用具を必要としなくなったとき。

- 3 借受人は、前2項の規定により貸与期間が満了した場合は、すみやかに市長あてに管理用具を返還しなければならない。
- 4 借受人は、前項の規定により管理用具を返還しようとする場合は、広島市ごみステーションの管理用具の返還届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、管理用具の返還を受けた場合は、広島市ごみステーションの管理用具の受領書(様式第7号)を借受人に通知しなければならない。

(返還通知)

- 第8条 借受人が第6条の貸与条件等に違反したときは、市長は、広島市ごみステーションの管理用具の返還通知書(様式第8号)により、借受人に管理用具の返還を求めることができる。
- 2 借受人は、市長から前項の規定による管理用具の返還を求められた場合は、借受けている管理用具を速やかに返還するとともに広島市ごみステーションの管理用具の返還届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。
  - 3 市長は、管理用具の返還を受けた場合は、広島市ごみステーションの管理用具の受領書(様式第7号)を借受人に通知しなければならない。

(他の支援制度との関係)

- 第9条 この要綱に定める管理用具は、他の法令、条例及び他の制度により管理用具の貸与を受けた者には貸与しないものとする。
- 2 この要綱に定める管理用具は、広島市ごみボックス購入等補助制度による補助金の交付を受けた者には貸与しないものとする。

(道路上のごみボックス改善等の支援の期限)

- 第10条 市長は、ごみボックス占用許可取扱要領(平成27年3月31日制定)の施行の際、現に道路上に存するごみボックス(同要領の占用許可条件に適合するものを除く。)を設置している者が、道路上のごみボックスを移設又は撤去した後のごみステーションに管理用具を使用する場合には、同要領第11(2)において道路上のごみボックスの改善を図るとしている期限まで、この要綱に定める管理用具の貸与により支援するものとする。

(委任規定)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、管理用具の貸与に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月13日から施行する。

「広島市ごみステーションの管理用具の貸与」  
関係様式集

広島市環境局業務第一課

## 目 次

1	(様式第1号) 広島市ごみステーションの管理用具の貸与申請書	1
2	別紙1 管理用具の貸与を受けるごみステーションの場所が複数の場合の内訳書 .....	2
3	別紙2 ごみステーションの使用者	3
4	別紙3 特別の事情についての申出書	5
5	別紙4 管理用具の使用場所等がわかる図面等	6
6	別紙5 道路に設置している既存のごみボックスの移設・撤去計画書	8
7	別紙6 (使用する場所の所有者等の権利者から同意又は許可が得られていること を証する書類) (民有地上で使用する場合の例) 土地所有者のごみ収集枠使用同意書	9
8	別紙7 近隣住民のごみ収集枠使用同意書	10
9	別紙8 管理者届出書	11
11	別紙8-1 管理者変更届出書	12
12	別紙9 参考 _____町内会ごみステーション管理規程(案)	13
13	別紙10 家庭ごみ収集依頼書(事前協議)(ごみステーションの場所に変更が ある場合又は道路占用許可等が必要な場合に必要)	14
14	(様式第2号) 広島市ごみステーションの管理用具の貸与決定通知書	15
15	(様式第3号) 広島市ごみステーションの管理用具の不貸与決定通知書	16
16	(様式第4号) 広島市ごみステーションの管理用具の借受書	17
17	(様式第5号) 道路に設置していた既存のごみボックスの移設・撤去の報告書	18
18	(様式第6号) 広島市ごみステーションの管理用具の返還届	19
19	(様式第7号) 広島市ごみステーションの管理用具の受領書	20
20	(様式第8号) 広島市ごみステーションの管理用具の返還通知書	21

平成 年 月 日

広島市長

団体名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

担当者職氏名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

### 広島市ごみステーションの管理用具の貸与申請書

広島市ごみステーションの管理用具の貸与を受けたく申請します。

なお、管理用具の貸与を受けるにあたり、貸与条件を守り当該管理用具をごみステーションの管理以外に使用しないことを誓約します。

#### 記

1 ごみステーションの場所等

\_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_ ほか \_\_\_\_\_ か所

添付書類 防水シート、カラスよけネットの場合 別紙1(複数の場合)、2、4、8  
ごみ収集枠の場合 別紙1(複数の場合)、2、4、6、7、8、9

※ ごみステーションの使用世帯数が10世帯に満たない場合等で、特別の事情があるときは申請ができます。別紙3の添付が必要です。

※ 道路に設置している既存のごみボックスを撤去する場合は、管理用具の貸与を受けることができます。別紙5の添付が必要です。

※ ごみステーションの場所に変更がある場合又は道路占用許可等が必要な場合は、別紙10の添付が必要です。

2 管理用具

	管 理 用 具	数 量
1	防水シート (2.7m×1.8m) 約10世帯用	枚
2	防水シート (2.7m×3.6m) 約20世帯用	枚
3	カラスよけネット (2m×3m) 約10世帯用	枚
4	カラスよけネット (3m×4m) 約20世帯用	枚
5	ごみ収集枠 約10世帯用	台
6	ごみ収集枠 約15世帯用	台

※ ごみステーションの使用者数に応じて管理に必要な数量とする。

防水シート、カラスよけネット又はごみ収集枠のいずれか1種類とする。

ごみステーション1か所につき1回の貸与とする。

ごみ収集枠は使用後に道路上に残置しないこと(道路占用許可を受けた場合を除く。)

その他貸与条件等を守ること。

## 管理用具の貸与を受けるごみステーションの場所が複数の場合の内訳書

番号	順位	管理用具を使用するごみステーションの場所 ( 区 丁目 番号 宅前等)	世帯数(人数)	希望する管理用具の番号
1		区	( 人)	
2		同上 区	( 人)	
3		同上 区	( 人)	
4		同上 区	( 人)	
5		同上 区	( 人)	
6		同上 区	( 人)	
7		同上 区	( 人)	
8		同上 区	( 人)	
9		同上 区	( 人)	
10		同上 区	( 人)	
11		同上 区	( 人)	
12		同上 区	( 人)	
13		同上 区	( 人)	
14		同上 区	( 人)	
15		同上 区	( 人)	
16		同上 区	( 人)	
17		同上 区	( 人)	
18		同上 区	( 人)	
19		同上 区	( 人)	
20		同上 区	( 人)	

※ 各ステーションの利用者は別紙2に記載してください。

※ 記入欄が不足する場合は同様に記載してください。

## ごみステーションの利用者

\_\_\_\_番（ \_\_\_\_世帯、 \_\_\_\_人）

（ごみステーションが複数の場合には各ステーションごとに記入してください。）

	住 所	氏 名（世帯の代表者）	人数
1	区		
2	同上 区		
3	同上 区		
4	同上 区		
5	同上 区		
6	同上 区		
7	同上 区		
8	同上 区		
9	同上 区		
10	同上 区		
11	同上 区		
12	同上 区		
13	同上 区		
14	同上 区		
15	同上 区		
16	同上 区		
17	同上 区		
18	同上 区		
19	同上 区		
20	同上 区		



	住 所	氏 名 (世帯の代表者)	人数
21	同上 区		
22	同上 区		
23	同上 区		
24	同上 区		
25	同上 区		
25	同上 区		
27	同上 区		
28	同上 区		
29	同上 区		
30	同上 区		
31	同上 区		
32	同上 区		
33	同上 区		
34	同上 区		
35	同上 区		
36	同上 区		
37	同上 区		
38	同上 区		
39	同上 区		
40	同上 区		

※ 記入欄が不足する場合は同様に記載してください。

(特別の事情がある場合用)

1か所のごみステーションの使用世帯が10世帯に満たない場合であっても、地域の事情など特別の事情があれば管理用具の貸与を受けることができる場合があります。

また、屋内のごみステーションであっても、屋外に面している場合や吹き抜けなどにあり、カラスなどの被害を防ぐ必要があるなど特別の事情があれば、管理用具の貸与を受けることができます。

平成 年 月 日

広島市長

団体名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

担当者職氏名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

### 特別の事情についての申出書

次のとおり特別の事情がありますので申し出いたします。

- ごみステーション周辺の家数が \_\_\_\_ 世帯しかない。
- ごみステーションの場所が狭くて使用世帯数を増やせない。
- ごみステーションが建物の吹き抜け部分にあり、カラスの被害を受けている。

その他

( )

(該当する項目にチェックをしてください。その他の場合は具体的に記載してください。)

管理用具の使用場所等がわかる図面等

1 \_\_\_\_番

2 管理用具の使用場所等の状況

(1) ごみステーションの位置図及び排出者の範囲を表示したもの(住宅地図の写しに表示したもの)

(2) ごみステーションの現況写真

※ ごみステーションに防水シート、カラスよけネット又はごみボックスなどを使用している場合は使用状況がわかるもの

※ 道路に設置している既存のごみボックスについては、道路と民有地等との境界が明確に写っているもの

ごみステーションの現況

(ごみが写っているもの)

※ 道路に設置している既存のごみボックスは、道路上から撤去する場合に管理用具の貸与を受けることができます。道路に設置している既存のごみボックスの移設・撤去計画書(別紙5)を添付してください。

- (3) 管理用具を使用する場所の写真(ごみ収集枠の場合は、使用時に伸縮部分が道路を一時的に使用する幅と歩道及び車道の確保できる有効幅員が明確に写っているもの)

#### 管理用具を使用する場所

歩道の残り幅(	.   メートル)
車道又は歩車道の区分のない道路の残り幅(	3. 4メートル)
点字ブロックとの間(	.   メートル)

※ ごみ収集枠(奥行は60cmあります。)は、広げた状態の有効幅員(残りの幅)が概ね次のとおり確保できるものであり、かつ、交通の著しい障害要因にならない場合に貸与できます。

- (1) 歩道上にごみ収集枠を使用する場合は、残りの幅が1.5メートル以上あること。
- (2) 歩道がない場合で、車道又は歩車道の区分のない道路にごみ収集枠を使用する場合は、残りの幅が3メートル以上あること。  
なお、点字ブロックとの間を0.6メートル以上確保するよう努めること。

各ごみステーション別に記載してください。

道路に設置している既存のごみボックスの移設・撤去計画書  
(道路占用許可を受けることのできないごみボックス等を設置している場合に必要)

平成 年 月 日

広島市長

団体名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

担当者職氏名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

### 道路に設置している既存のごみボックスの移設・撤去計画書

道路に設置しているごみボックスは、下記のとおり移設・撤去をすることを計画  
しています。

#### 記

1 道路にごみボックスを設置しているごみステーションの場所

\_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_ ほか \_\_\_\_\_ 箇所

2 道路から移設・撤去をするごみボックスの台数 \_\_\_\_\_ 台

3 移設・撤去の方法

- 業者処分
- 自己搬入(安佐南工場)
- 大型ごみとして排出(収集運搬手数料要)
- 売却
- 移設
- その他( \_\_\_\_\_ )

4 業者名、売却先等の名称及び見積書、契約書案など

別添のとおり

(使用する場所の所有者等の権利者から同意又は許可が得られていることを証する書類)

注 ごみ収集枠を道路に設置する場合は、道路占用許可等が必要です。

(民有地上で使用する場合の例)

土地所有者のごみ収集枠使用同意書

平成 年 月 日

広島市長

(土地所有者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

広島市ごみステーションの管理用具の貸与制度において、下記の申請者がごみ収集枠の使用を予定している土地は、私が所有しています。

私は、申請者がごみ収集枠の貸与を受けた後は、ごみの排出ルールの徹底を図り、ごみステーションの維持管理は責任を持って行うことを条件に、ごみステーションへのごみ収集枠の使用に同意します。

記

ごみステーションの場所 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

※ 土地所有者が複数の場合は、別の用紙に記入してください。

※ 賃貸借契約が締結されている場合は、賃借人の同意も必要です。上記と同様に同意書を作成し、契約書の写しを添付してください。

## 近隣住民のごみ収集枠使用同意書

ごみステーションへごみ収集枠の使用にあたり、使用後に近隣住民とのトラブルを防ぐため、次のとおり近隣住民の同意書を提出します。

## ごみ収集枠使用同意書

私の居住地の近隣の下記のごみステーションに、ごみ収集枠の使用を行うことに同意します。

住 所	氏 名	印

記

ごみステーションの場所 \_\_\_\_\_ 区  
(内訳書 \_\_\_\_ 番)

※ ごみステーションの近隣の範囲は、ごみ収集枠が見える又は臭いがする範囲としてください。

## 管理者届出書

平成 年 月 日

広島市長

団体名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

担当者職氏名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

下記のごみステーションの管理者を定めましたので届出します。  
 管理用具の使用にあたっては、ごみの排出ルールの徹底を図り、ごみステーションの維持管理は責任を持って行います。

## 記

ごみステーションの場所 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_ ほか \_\_\_\_\_ 箇所  
 (内訳書 \_\_\_\_\_ 番)

(管理者)

住 所 \_\_\_\_\_

職 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

- ※ ごみステーションごとに管理者が異なる場合は、別の用紙に記入してください。
- ※ ごみ収集枠の貸与を受ける場合は、使用者間で定めた管理規程(参考別紙9)を添付してください。



管理者変更届出書

平成 年 月 日

広島市長

団体名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

担当者職氏名

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

下記のごみステーションの管理者を変更したので届出します。  
ごみの排出ルールを徹底を図り、ごみステーションの維持管理は責任を持って行  
います。

記

ごみステーションの場所 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_ ほか \_\_\_\_\_ 箇所

(新管理者)

住 所 \_\_\_\_\_

職 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

※ 広島市ごみステーションの管理用具の貸与申請時の管理者が変更になった場  
合に所管の環境事業所に提出してください。

※ ごみステーションごとに管理者が異なる場合は、別の用紙に記入してくださ  
い。

(ごみ収集枠の管理について使用者間で定めたものを添付してください。)

参 考

\_\_\_\_\_町内会ごみステーション管理規程 (案)

(目的)

第1条 \_\_\_\_\_町内会におけるごみステーションの適切な維持管理を行い、衛生環境の確保を図ることを目的として使用のごみ収集枠について、目的に則し、適正な維持管理に関する事項を定める。

(使用場所)

第2条 ごみ収集枠を\_\_\_\_台貸与を受けて、使用する場所は別図のとおりとする。

(使用者)

第3条 ごみ収集枠の使用者は、\_\_\_\_\_町内会とする。

(管理)

第4条 ごみ収集枠の使用者は、その管理について、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- (1) 衛生環境の確保を図るため適切な管理及び運用を行う。
- (2) 清掃及び機器の点検等により適切な維持管理を行う。
- (3) 管理者を選定する。
- (4) 管理及び運用において事故があった際は、速やかに対応、処理する。
- (5) 使用場所の所有者等の事情により、使用場所の移動等の必要が生じた場合は、使用場所における所有者等との合意事項に基づき適切に対応する。

(管理者)

第5条 管理者は、管理者届により市長に届け出るものとする。

(問い合わせ等の対応)

第6条 管理者は、本人又は住民等からごみ収集枠に関する問い合わせや苦情を受けた場合は、その内容が使用目的や管理規程に照らして適正かどうか判断し、適切かつ迅速に対応する。

(その他)

第7条 この管理規程に記載されていない事項は、管理者と協議して決定するものとする。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

# ( 区 ) 家 庭 ご み 収 集 依 頼 書 ( 事 前 協 議 )

【自治会等の代表者の連絡先】

【建業主又は所有者連絡先】

受付日 平成 年 月 日

【付近見取り図及び配置図】  
ごみの集積場所を明記する

新規 移動 分割 変更 廃止

住所	氏名	印
区		
TEL ( ) ( ) - ( ) ( )		

【管理会社又は管理人連絡先】		
住所	氏名	印
区		
TEL ( ) ( ) - ( ) ( )		

【建築物区分について】

一戸建て住宅 ( 世帯) 事業所併存

分譲マンション 賃貸マンション 賃貸アパート (1K又は1DK以上 世帯・2DK以上 世帯)

【収集について】

市で収集 市と業者混合収集

【定点パネルの有無】

有 無

【協力遵守事項】

- ・分別不良及び排出日間違いのごみは、わたくし(建物管理者)の責任において処理をします。
- ・当該管理地に集積場所がある場合は、収集車両、収集作業員が立ち入って収集することを承諾します。
- ・誤収集防止のため、排出場所及びその周辺には、ごみ以外の物を置かないようにします。
- ・ごみの排出場所等でトラブルになった場合、再協議し、排出場所を変更します。
- ・収集を休止もしくは変更の場合は、必ず連絡します。
- ・ダンボール箱での排出はしません。

氏名 印

【備考】

Large empty area for site map and address details	建物名称 号 丁目 番 区 所在地
---	-------------------------------

頁	-
FAX日	/
新規受付番号	

ごみの種類	収集曜日	調査年月日		収集開始日		連絡指示者
		年	月	年	月	
可燃ごみ	曜日	( )	号車	月	日	印
可燃ごみ	曜日	( )	号車	月	日	印
ペットボトル・リサイクルプラ	曜日	( )	号車	月	日	印
その他プラ	曜日			月	日	印
不燃ごみ	曜日			月	日	印
資源ごみ	曜日			月	日	印
		原図記入指示日	年	月	日	印
		原図記入日	年	月	日	印

団体名

代表者職氏名

様

広島市長 松井 一實  
(環境局業務部業務第一課)

### 広島市ごみステーションの管理用具の貸与決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった管理用具の貸与については、下記のとおり決定しましたので、通知いたします。

記

- 申請のあった管理用具の貸与をいたします。
- 申請のあった管理用具の一部を貸与いたします。

(1) 貸与する管理用具

	管 理 用 具	数 量
1	防水シート (2.7m×1.8m) 約10世帯用	枚
2	防水シート (2.7m×3.6m) 約20世帯用	枚
3	カラスよけネット (2m×3m) 約10世帯用	枚
4	カラスよけネット (3m×4m) 約20世帯用	枚
5	ごみ収集枠 約10世帯用	台
6	ごみ収集枠 約15世帯用	台

(2) 貸与条件等

- ・ 管理用具を常に清潔に保ち、丁寧に取り扱うこと。
- ・ 管理用具の使用に当たっては、ごみステーションを使用する場所の管理者の了解を得ること。また、歩行者や自転車等の通行上の妨げとならないよう安全の確保に努めるとともに、紛失、盗難、破損等のないように維持管理すること。
- ・ 管理用具をごみステーションの管理の目的外に使用しないこと。また、第三者への譲渡、転貸及び売却はしないこと。
- ・ 管理用具の使用に際して生じた事故及び損害等については、全て借受人の責任において処理すること。
- ・ 管理用具の修繕等に必要な費用については借受人の負担とすること。
- ・ 管理用具は、道路上で一時的に使用する場合、ごみ収集後すみやかに道路上から撤去すること(道路占用許可を受けたごみ収集枠を除く。)
- ・ 広島市ごみステーションの設置及び管理に関する要綱を遵守すること。
- ・ 管理用具に営利目的の広告物等を取付けないこと。
- ・ その他本市の指示に従うこと。

(様式第3号)

広島市指令 第 号

平成 年 月 日

団体名

代表者職氏名

様

広島市長 松井 一實

(環境局業務部業務第一課)

## 広島市ごみステーションの管理用具の不貸与決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった管理用具の貸与については、次のとおり不貸与の決定をいたしましたので、通知いたします。

不貸与の理由

## 広島市ごみステーションの管理用具の借受書

平成 年 月 日

広島市長

団体名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

担当者職氏名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

下記のとおり貸与が決定した管理用具を借受けました。

### 記

#### 1 借受けた管理用具

	管 理 用 具	数 量
1	防水シート (2.7m×1.8m) 約10世帯用	枚
2	防水シート (2.7m×3.6m) 約20世帯用	枚
3	カラスよけネット (2m×3m) 約10世帯用	枚
4	カラスよけネット (3m×4m) 約20世帯用	枚
5	ごみ収集枠 約10世帯用	台
6	ごみ収集枠 約15世帯用	台

#### 2 貸与条件等

広島市ごみステーションの管理用具の貸与に関する要綱を遵守します。貸与条件等を遵守できない場合は、管理用具を返還します。

#### 3 借受期間

管理用具を受領した日から、1年とします。ただし、貸付期間満了の日の1か月前までに市又は借受人のいずれからでも何ら意思表示がない場合は、引き続き1年間更新するものとし、以後この例によります。

#### 4 返納場所

所管の環境事業所へ返納します。

(道路占用許可を受けることのできないごみボックス等を設置していた場合に必要)

平成 年 月 日

広島市長

団体名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

担当者職氏名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

道路に設置していた既存のごみボックスの移設・撤去報告書

平成 年 月 日に、道路に設置していたごみボックスは、下記のとおり移設・撤去したので報告します。

記

- 1 道路にごみボックスを設置していたごみステーションの場所

\_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_ ほか \_\_\_\_\_ 箇所

- 2 道路から移設・撤去をしたごみボックスの台数 \_\_\_\_\_ 台

- 3 移設・撤去の方法

- 業者処分
- 自己搬入(安佐南工場)
- 大型ごみとして排出
- 売却
- 移設
- その他( \_\_\_\_\_ )

- 4 道路のごみボックスを移設・撤去した場所の写真

別添のとおり

- 5 領収書等(業者名、売却先などがわかるもの)

別添のとおり

## 広島市ごみステーションの管理用具の返還届

平成 年 月 日

広島市長

団体名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

担当者職氏名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

下記のとおり貸与を受けていた管理用具を返還します。

### 記

#### 1 返還する管理用具

	管 理 用 具	数 量
1	防水シート (2.7m×1.8m) 約10世帯用	枚
2	防水シート (2.7m×3.6m) 約20世帯用	枚
3	カラスよけネット (2m×3m) 約10世帯用	枚
4	カラスよけネット (3m×4m) 約20世帯用	枚
5	ごみ収集枠 約10世帯用	台
6	ごみ収集枠 約15世帯用	台

#### 2 返還の理由

- 貸与条件等を守ることができなくなったため。
- 管理用具を必要としなくなったため。
- 貸与条件等に違反し、市から返還を求められたため。

#### 3 返納場所

所管の環境事業所へ返納します。



## 広島市ごみステーションの管理用具の受領書

平成 年 月 日

団体名

代表者職氏名

様

広島市長 松井 一實  
(環境局業務部 環境事業所)

貸与した下記<sup>1</sup>の管理用具の返還を受けました。

記

	管 理 用 具	数 量
1	防水シート (2.7m×1.8m) 約10世帯用	枚
2	防水シート (2.7m×3.6m) 約20世帯用	枚
3	カラスよけネット (2m×3m) 約10世帯用	枚
4	カラスよけネット (3m×4m) 約20世帯用	枚
5	ごみ収集枠 約10世帯用	台
6	ごみ収集枠 約15世帯用	台

団体名

代表者職氏名

様

広島市長 松井 一實

(環境局業務部業務第一課)

## 広島市ごみステーションの管理用具の返還通知書

平成 年 月 日付けで貸与した管理用具については、下記のとおり返還を求めますので、通知いたします。

### 記

#### 1 返還を求める管理用具

	管 理 用 具	数 量
1	防水シート (2.7m×1.8m) 約10世帯用	枚
2	防水シート (2.7m×3.6m) 約20世帯用	枚
3	カラスよけネット (2m×3m) 約10世帯用	枚
4	カラスよけネット (3m×4m) 約20世帯用	枚
5	ごみ収集枠 約10世帯用	台
6	ごみ収集枠 約15世帯用	台

#### 2 返還を求める理由

次の貸与条件等に違反したため。

- 管理用具を常に清潔に保ち、丁寧に扱うこと。
- 管理用具の使用に当たっては、ごみステーションを使用する場所の管理者の了解を得ること。また、歩行者や自転車等の通行上の妨げとならないよう安全の確保に努めるとともに、紛失、盗難、破損等のないように維持管理すること。
- 管理用具をごみステーションの管理の目的外に使用しないこと。また、第三者への譲渡、転貸及び売却はしないこと。
- 管理用具の使用に際して生じた事故及び損害等については、全て借受人の責任において処理すること。
- 管理用具の修繕等に必要な費用については借受人の負担とすること。
- 管理用具は、道路上で一時的に使用する場合、ごみ収集後すみやかに道路上から撤去すること(道路占用許可を受けたごみ収集枠を除く。)
- 広島市ごみステーションの設置及び管理に関する要綱を遵守すること。
- 管理用具に営利目的の広告物等を取付けないこと。
- その他本市の指示に従うこと。